

第1章 軍政の歩みと政治展開

著者	桐生 稔
権利	Copyrights 日本貿易振興機構（ジェトロ）アジア 経済研究所 / Institute of Developing Economies, Japan External Trade Organization (IDE-JETRO) http://www.ide.go.jp
シリーズタイトル	アジ研トピックリポート[緊急レポート]
シリーズ番号	12
雑誌名	ミャンマーの新展開：開放と成長への助走
ページ	5-11
発行年	1995
出版者	アジア経済研究所
URL	http://doi.org/10.20561/00028567

第1章 軍政の歩みと政治展開

7月10日、軍政は6年間に亘って自宅軟禁していたアウンサン・スーチー女史を解放した。解放直前まで、国内外ともに否定的観測が強まっていたなかでの出来事である。一部では最後まで軍政内には、解放をめぐる意見の対立があったとも云われている。軍政の実力者でSLORC第一書記キンニユン中將は、解放直前にも「4,500万人の安全と生活の保証は一人の人権よりも重い」と述べ、スーチー女史の解放に否定的な姿勢を示していた。

しかし、ようやく市場経済化が進行し始め、さらに本格化するためには、軍政に対する国際的評価を得、民間外資の本格進出及びODAの再開が必要不可欠であるとの認識が軍政内では強まっていたことも事実である。

いずれにせよ、スーチー女史の解放は国内外で意外な感を持たれた。その意味では軍政にとっては、きわめて効果的な自己宣伝となったはずである。

7月末に開かれたASEAN会議の直前でもあったことであり、この解放は効果的なインパクトを与えた。軍政がこの時期に解放に踏み切った背景には、以上のような戦略的な意味とともに、軍政の政治的状況に対する自信が裏付けされていることも指摘しなければならない。とくに92年の柔軟路線への転換以降、アジア諸国から一定の評価を得、国内では、民間外資の進出が増加、経済成長も5%以上の水準を示し、市場経済が動き始めた。また懸案であったカレン族軍(KNU)が内部崩壊して、少数民族問題もほぼ解決した。国民は市場経済の進行のなかで、次第に経済指向を強め、政治的関心を弱めていることも事実である。

1. 軍政の基本的政治戦略

軍政(SLORC)は、90年の総選挙における民主化勢力(NLD:国民民主連盟)の圧倒的な勝利に対し、NLDを弾圧するという形で、民政移管の実行

を遅らせている。

90年から91年にかけて軍政は、NLDの有力幹部を逮捕してNLDの無力化を図った。これにより、逮捕を逃れた中堅幹部の多くは地下に潜行して、90年1月にタイ国境付近で樹立された「ビルマ連邦国民連合政府」（軍政は併行政府と呼ぶ。首相はスーチー女史の従弟にあたる Dr. Sein Win）に合流した。

こうしてNLDは骨抜きとなり、民主化勢力は衰退していった。軍政は、民政移管は「強い憲法」（Strong Constitution）の下で行われるべきとして、憲法制定を優先すべく、93年1月より、憲法制定の国民会議（Amyotha Nilakan）を招集、今日まで約6割の審議が終了している。

93年9月の国民会議では、国軍の統帥権や国家元首（大統領）の資格要件などが審議され、①非常事態時における国軍司令官の指揮権、②議会における軍人議席の配分（注）などが盛り込まれた。また国家元首の資格については、「20年以上継続して国内に居住する者」「外国勢力からの政治的影響力を受ける危険性のない者」、などが規定された。これらのことは、民主化体制となっても国軍の政治指導力が残されたこと、また1988年までイギリスに在住していたスーチー女史は国家元首の資格がいまのところ無いことなどを示唆している。

憲法は全15章によって構成されるとしているが、これまでに第9章までの審議が終了している。しかし、もっとも重要な事項のひとつである連邦制の形、民族自治についての項が残されたままになっている。

軍政はこの項については、全民族の合意が前提だとしており、92年末頃から、国内に残存する少数民族武装グループとの間で和平交渉を進めてきた。国内でその組織の存在及び活動が確認されている少数民族武装グループは16組織である。このうちカレン族（KNU：カレン民族連合）とモン族（MPP：モン族愛国党）を除く14組織との間で、94年末までに和平交渉が成立した。しかし、国内で最大の武装勢力を持つKNUとの和平交渉は難航した。ところが95年に入って、KNUの内部分裂から、1月末にKNUの本拠地マナプラウが陥落したことにより、KNUとの和平交渉が現実化した。なおモン族とは、95年5月に和平が成立した。

いずれにせよ軍政は、全少数民族組織との和平が成立することを、憲法制定の（注：草案では二院制、下院440のうち110議席、上院224のうち56議席が軍人議席としている）

前提条件としており、そして憲法制定の後にのみ、政権委譲を行うとしている。軍政が用意した民政体制確立までのシナリオである。いまのところ、軍政はこのシナリオや、それに基づく順序を変えることは考えていない。

2. 少数民族問題の行方

憲法制定の重大な前提条件となっている少数民族問題は、95年に入って大きな進展を見せた。KNUとの和平交渉が難航しているなかで、KNU内部の対立が表面化したことである。95年1月に入って、KNU内のいわゆる仏教徒グループが、執行部の中枢を占めるキリスト教徒グループに造反して、ミャンマー政府軍の支援を受けて、KNU本部を攻撃したのである。

KNU本部は1980年代に入って、タイ国境に近いマナプラウに置き、精鋭部隊を配置して軍事の本拠ともなっていた。88年の民主化騒動で主役を演じた学生グループ（ABSDF：全ビルマ学生民主戦線、DAB：ビルマ民主連盟）も軍政に追われてこの本拠地に合流しており、また90年12月に発足したDr. セインウィン（スーチー女史の従弟）の率いるビルマ連邦民主政府は、同じく当地でKNUの庇護の下で活動していた。いわば、ミャンマーにおける民主化勢力の最後の拠り所となっていた。

この本拠地が、ついに1月27日に陥落して、KNU本隊は、辛うじてもうひとつの基地であるコウムラに逃げ延びた。マナプラウ本拠地の陥落は、KNUにとってきわめて重大な敗戦を意味しており、ミャンマー軍政にとっては、軍政シナリオを進める上での最大の障害を取り除く重大な進展となった。

とくにこの陥落がKNU内部の分裂によって引き起こされたことは、KNUがもはや軍政にとって決定的な勢力でなくなったことを意味しており、全民族合意による憲法制定の時期が、少しではあるが早まったとみてよいだろう。

ではなぜ、急にKNU内部でこのような分裂が起こったのであろうか。次の三点に要約することができる。

第一に、内部分裂はカレン族社会の宿命的な問題を背景にしていることである。カレン族は、大別してデルタなどを中心に居住する平地カレン（Sgoカレン）と山岳部に住む山カレン（Poカレン）とに分けられる。イギリス植民地時代に、イギリスは、ビルマ領内の多数民族であるビルマ族を直接統治せず、中間管理者

(軍隊、警察、行政等)としてカレン族とくに平地カレンを登用した。このため植民地時代は、カレン族がビルマ族を支配するという構図があり、このことが、独立後のビルマ族とカレン族の敵対関係を生みだした。

とくに平地カレンは植民地時代を通じて、クリスチャンとなり、英語を常用し、きわめてエリート意識が強い民族となった。1948年のビルマ独立直後に、平地カレンを中心として反乱活動を開始、一時は右派(KNDO:主として平地カレン)と左派(KNUP:主として山カレン)とに分かれて武装闘争していたが、1970年代の初めに統合され、現在のKNUとなっていた。

しかし、KNUPのリーダーであったマーン・バザンが70年代後半に病死すると、KNDOのリーダーであったボーミヤ将軍が実権を掌握、本部はクリスチャン派(平地カレン)に占められるようになった。山カレン(仏教徒派)はこのため地方の前線部隊を受け持つことが多くなり、政府軍との戦闘に明け暮れ、本部への不満が昂まっていたと伝えられた。こうしたなかで、軍政による和平交渉の呼びかけが行われ、山カレン内部では広く動揺が見られた。

第二に、軍政による市場経済化と対外開放の進展のなかで、カレン族社会内にも厭戦気運が昂まったことである。とくに、軍政によって国境貿易が公認化されたことにより、それまでKNUの重大な軍資金源となっていたタイとの密貿易が圧迫され、カレン族社会内にも個人的な経済指向が強まっている。「武器を持つより銭を持った方が得」といった考え方が、とりわけ若年層に広がっていた。成算のない地下武装闘争を続ける唯一のエネルギーは、民族主義であったカレン族社会内にも、経済の自由化や国際化が、次第にそうしたエネルギーを減退させ、戦うことの“むなしさ”が広がっていったようである。

第三に、ミャンマー軍政の戦略的成功を指摘しなければならない。

国軍は92年4月の一方的停戦宣言の後、とくにKNU地方部隊や前線部隊に対し、そのリーダーへの利権の提供や保証を含む懐柔策を展開してきた。それと並行して、停戦期間を利用して国軍は兵力を温存、兵士の訓練、武器・弾薬の補給、攻略戦の調査・研究等を続けていた。

今回の本拠攻略について、軍政はあくまで「KNU内部抗争によるもの」との見解を明らかにしており、「国軍部隊は、それを補佐したに過ぎない」との立場を強調している。

しかし、いずれにせよ国軍部隊が動いたことは事実であり、マナプラウの陥落

●軍政の歩み 1988 - 1995 年

1988年	9月	S L O R C樹立 (ソウマウン議長)
1989年	7月	アウンサン・スーチー女史を自宅軟禁
1990年	5月	複数政党制による総選挙実施 N L Dが80%の議席を獲得
	7月	軍政、政党指導者に対し政権移譲に応じないことを表明
	9月	軍政による政党指導者への弾圧開始
1991年	10月	スーチー女史にノーベル平和賞
1992年	4月	ソウマウン議長辞任、タンシュウエ議長就任
	6月	制憲国民会議準備会議開会
	9月	戒厳令、夜間外出禁止令全面解除
1993年	1月	制憲国民会議開会
	10月～	カチン族反乱軍 (K I A) などとの和平交渉成立 1994年10月までに15の少数民族反政府組織のうち13 の組織と和平が成立 残るはカレン族 (K N U)、モン族 (M P P) の2組織
1994年	7月	A S E A N拡大外相会議に招待
	9月	軍政とスーチー女史第1回会談
	10月	軍政とスーチー女史第2回会談
	11月	アメリカ国務省ハバード次官補代理来訪
	12月	李鵬中国首相来訪
1995年	1月	K N U仏教徒派が本部を攻略、マナプラウ基地陥落
	3月	N L Dリーダー、ティンウー元大将、チーマウン元大佐 が釈放
	5月	タンシュウエ議長、インドネシアを公式訪問
	7月	スーチー女史自宅軟禁解除 A S E A N外相会議に招待

は軍政にとって、自らのシナリオを実行するためには、きわめて重大な進展であることは間違いない。

KNU本部は、数千人の難民とともに、タイ領内に逃れ、なおゲリラ戦を展開すると宣言しているが、本拠地陥落をめぐる動きはKNUがもはや、ミャンマー国軍にとって決定的な勢力ではなくなったことを示している。

制憲国民会議には、和平派のKNUリーダーが参加することになっており、軍政にとっては、全民族合意による憲法制定が実現することになり、しかも、その障害が取り除かれたのであるから、憲法草案が国民に提示される時期が早まったことは確実である。

3. 今後の展開－民主化の可能性－

軍政が用意するシナリオどおりに民主化体制が確立されるのかについて、現段階では明確な判断は難しい。しかし、先述したように第一関門であった少数民族との合意がようやく実現できる状況になったこと、これにより憲法制定がかなり現実的なものになったことは事実である。その期間があとどれ位のものであるかは、今のところ定かではない。

しかし、国際世論を考慮すれば、軍政にとっても、軍事政権のまま居座り続けることは難しいと判断している。既に憲法論議も2年（93年1月から）を経過しており、これ以上大幅に引き延ばす訳にはいかない。おそらく96年中には憲法草案がまとめられることになるだろう。この草案は、その後国民投票にかけられ3分の2以上の信任を得て発布されることになる。

こうしたスケジュールが順調にいけば両2年以内にも民政体制が確立されることになるだろう。しかし、スケジュールどおりにいくかどうか、問題は多い。

第一に、スーチー女史の動向である。いまのところ、同女史は意識的に軍政批判や直接行動を避けている。しかし、同女史の意思ではなくとも、支持者が行動を起こすことも考えられる。国軍がこれを弾圧することは、国際世論からいっそうの非難を浴びることになる。そうした不測の事態という不安は残る。

第二に、憲法草案が国民投票によって信任されることが、今の段階では保証されないということである。これまで、憲法案文（全部で15章）のうち約6割ほどが審議を終了しているが、「非常事態における国軍の指揮権を認める」など国

軍の政治的役割と指導性を規定していること、スーチー女史を照準とした「国家元首は 20 年以上継続して国内に居住を認められる者」などの資格要件についての規定など、国民大衆が受け入れ難いものも少なくない。公正な国民投票が実施された場合、3 分の 2 以上の信任を得ることができるかどうかはきわめて疑問であるとの指摘が多い。

第三に、たとえ憲法が信任され、発布されて、それに基づく総選挙が行われた場合、どのような勢力構図になるのか、軍政もその用意は遅れている。軍政としては、民主化体制以降も国軍が政治的指導力が残せるような政治的勢力構図を造っておきたいと考えている。そのために、反軍色の濃いスーチー女史率いる NLD（国民民主連盟：90 年選挙で議席の 8 割を獲得）への干渉を続け、現在では骨抜きの状態になっている。しかし、その対抗勢力としてすなわち国軍を擁護するか、少なくとも国軍に反抗しない政治勢力を育成しなければならない。

ネーウィン体制時の与党（一党独裁）であった B S P P（ビルマ社会主義計画党）を受け継いで結成された N U P（国民統一党）は、90 年選挙で大敗し、10 議席しかとれなかった。

このため、軍政は 93 年 9 月に、国家・民族の団結と治安の確保を目的とする大衆運動、国民団結協会を発足させ、将来の政党化への布石を打ち始めた。しかし、その組織化は、大衆の政治離れや国軍の不人気によって思惑通りに進んでいない。

このため、憲法論議のなかで、選挙法の改正を目論見始めたともいわれている。すなわち、90 年選挙は、1 区 1 人当選の「小選挙区制」で行われたため、民主化勢力対軍政勢力という戦いとなり、結果的に民主化勢力が大勝したが、もしこの時「中選挙区制」で行われていれば、民主化勢力の大勝は無かった。云い換えれば軍政勢力と拮抗した形となったかもしれないという分析もある。

いずれにしても、軍政は憲法制定までに、自らの政治勢力を造り上げていかねばならず、このことが遅れば、また民主化体制実現も遅れることになるかもしれない。